

複数年にわたる業務委託契約へのスライド制度の適用に係る説明書

本説明書は、業務委託約款の特約条項で規定したスライド制度について、スライド額の算定方法や本市と受託者間における協議等の考え方を整理したものです。

約款及び本説明書において、疑義が生じた場合は、本市と必要に応じ協議・相談等を行い、業務の円滑な履行に努めてください。

1 スライド制度とは

賃金や物価の変動によって、次年度以降の契約金額が不適当となった際に、委託者又は受託者が相手方に対して、契約金額の変更を請求できる制度です。

案件の発注時に、将来どのように契約金額を見直していくかを特約条項（スライド条項）等にあらかじめ明文化したうえで、スライド制度を適用します。

2 適用対象契約等

以下の内容を適用する契約は令和8年4月1日以降に新たに契約する案件とします。

適用対象契約	姫路市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成17年姫路市条例第3号）第3号に該当する契約のうち、次の4業種により発注を行っている案件 ①清掃 ②警備（詳細業種「機械警備」を除く。） ③事務委託 ④廃棄物処理 ※債務負担行為を設定した契約についても同様とします。 ※ただし、4(2)で定める基準日以降、4(3)で定める残りの履行期間が2か月以上ある契約に限りります。	
契約金額の変更方法	対象費目	業務委託の履行開始日から12か月経過した基準日以降の残りの委託業務に対する直接人件費及び直接物件費
	スライド請求者の負担	契約金額（未履行分）の100分の1（1%）を請求者が負担します。

3 入札公告等における明示方法

本制度の対象となる契約については、入札公告、指名通知等（以下「入札公告等」という。）の際に、次のいずれかの方法により、入札公告等において本制度の対象である旨を明記するとともに、特記仕様書においてスライド額の算出方法等を明示します。

また、契約書にはスライド条項に関する特約条項が添付されます。

※入札公告等にこれらの記載がない場合は、本制度の対象外となります。

- (1) 入札公告等に「本業務は、複数年にわたる業務委託契約におけるスライド条項（賃金水準等の変動を反映した契約金額の変更）を適用する契約である。」など、スライド条項の対象である旨の文言が記載されている。
- (2) 入札公告等に「入札にあたっての注意事項」が添付されている。
- (3) 入札公告等に本市の指定様式による「契約金額内訳書」の提出を求める記載がある。
- (4) 発注時の仕様書として「賃金及び物価の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項に係る特記仕様書」（以下「スライド特記仕様書」という。）が添付されている
- (5) 約款の特約事項として「賃金及び物価の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項」が添付されている。

4 請求日及び基準日等

スライド協議の請求日及び基準日等の定義は、次のとおりとします。

(1) 請求日	賃金水準及び物価水準（以下「賃金水準等」という。）の変動により、スライド条項の適用の可能性があるため、本市又は受託者が契約金額の変更協議（以下「スライド協議」という。）を請求した日とします。 なお、請求に際しては、履行開始日から12か月（2回目以降の請求については、前回のスライド基準日から12か月）経過しており、かつ、残りの履行期間が基準日から2か月以上あることを必要とします。
(2) 基準日	労務費及び物件費等の変動率を算出する基準となる日であり、原則、請求日の属する月の初日とします。ただし、履行開始日が1日でない場合は、翌月1日とします。 ※2回目以降の請求については、履行開始日を問わず、原則、請求月の初日とします。
(3) 残りの履行期間	基準日以降の履行期間とします。

5 スライド協議の請求（別紙1「スライド協議の流れ」参照）

スライド協議の請求は、当該業務委託の履行開始日から12か月経過後に書面により行うこととします。請求にあたっては、スライド対象等について、事前に打ち合わせをする等の準備を進めてください。

（1）当初契約時

スライド特記仕様書において、変更金額の算出方法を「受託者から提出された契約金額内訳書」又は「上記2種の併用」としている場合は、契約締結後直ちに契約金額の内訳を記載した「契約金額内訳書」を提出してください。

（2）スライド額の事前確認等（市及び受託者）

契約期間内で、履行開始日から12か月（2回目以降のスライド協議の場合は、前回の基準日以降12か月）を経過し基準日時点で、スライド対象の可否を判断します。

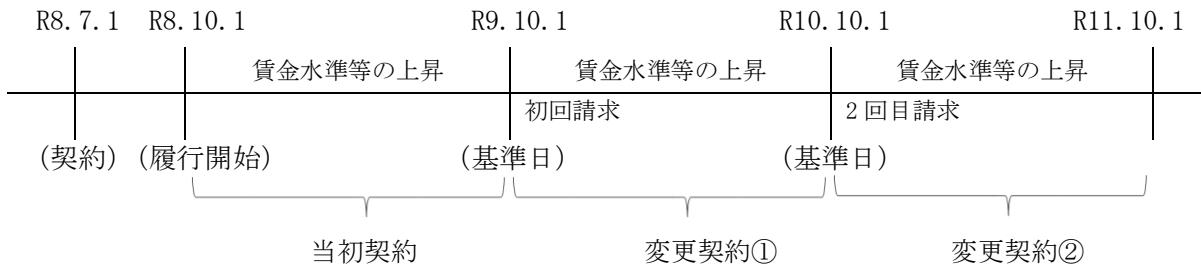
変更契約協議を円滑に進めるため、スライド協議請求可能日の1か月前を目途に、市と受託者間で事前打合せを行い、事前に試算したスライド額等を確認し、手続きに係る準備を進めてください。

（3）スライド協議の請求について（市又は受託者）

本市又は受託者からのスライド協議の請求は書面（様式1-1～1-4）により行うこととします。なお、請求を行うには、残りの履行期間が2か月以上あることが必要です。また、請求に併せて、基準日時点での契約金額内訳書を提出してください。

＜スライド協議のイメージ＞

- ・契約締結日：令和8年7月1日
- ・履行期間：令和8年10月1日～令和11年9月30日（36か月）



①初回スライド協議：令和9年10月1日から請求可能

②2回目スライド協議：令和10年10月1日から請求可能

（4）スライド協議開始日について（市）

本市が、受託者からの請求に対して、スライド額の基準日及びスライド協議開始日を定め、請求日から7日以内に受託者に書面（様式2）により通知します。

(5) スライド額の算出（市）

本市がスライド特記仕様書に明示した算出方法により、スライド額を算出します。

(6) スライド額の協議（市及び受託者）

算出したスライド額について、本市と受託者が所定の様式（様式3－1又は3－2）により、スライド額について協議します。

内容に異議がない場合は、回答期日（スライド協議開始日から14日後（本市の休日を含む。）の日とします。）までに「承諾書」（様式4－1又は4－2）を提出してください。回答期日までに提出がない場合は、スライド条項第1条第3項ただし書きの規定に基づき、本市から受託者に対して、通知書（様式5）によりスライド額を通知します。

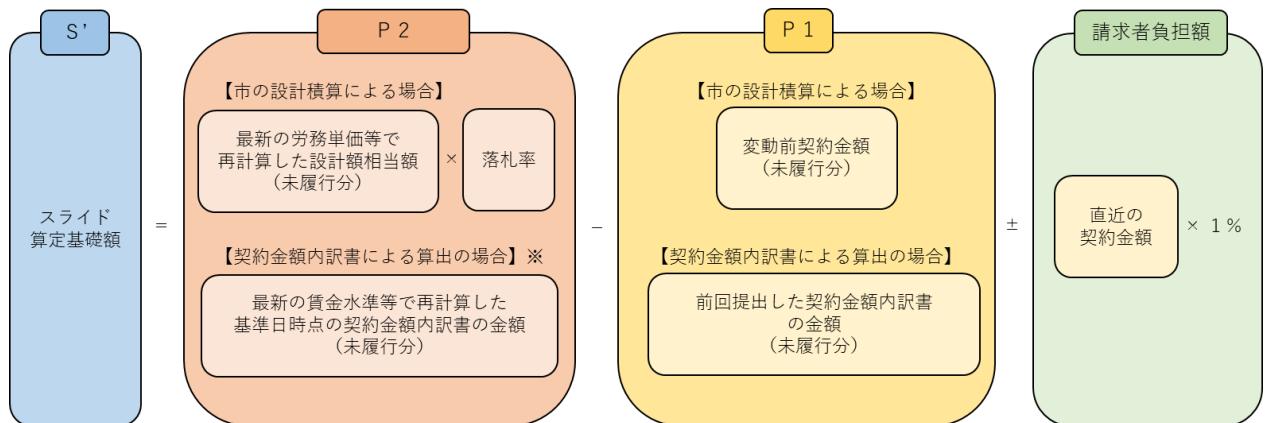
※スライド額を算出した結果、スライド額が請求者負担額を超えない場合は、「スライド額＝0円」（増減なし）として協議を行います。

6 変更契約金額の算出方法

(1) 変更契約金額（スライド額）等の算出

スライド額（S）及びスライド算定基礎額（S'）等の算出は次のとおり行います。

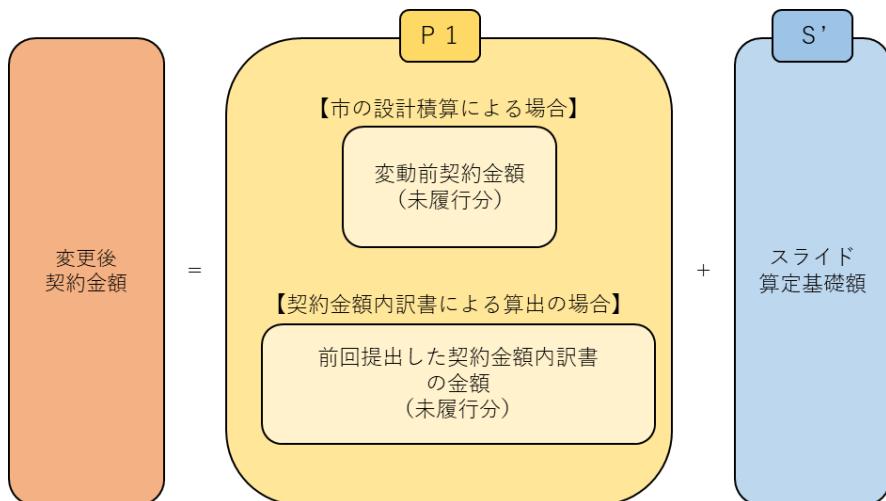
① スライド算定基礎額（S'）



※ この場合のP2算出にあたっては、直近契約金額の根拠となった内訳書の各単価に当該単価に対応した指標の変動率を乗じた金額を上限とします。

- ・本市の設計方法の違いにより、P2の算出方法が異なります（詳細は後述）。
- ・スライドの種類により、請求者負担額の取扱いは次の通りとなります。
 - ア 増額スライド（P2 > P1の場合）
スライド算定基礎額（S'） = {P2 - P1 - (直近契約金額 × 1 / 100)}
 - イ 減額スライド（P2 < P1の場合）
スライド算定基礎額（S'） = {P2 - P1 + (直近契約金額 × 1 / 100)}
- ・スライド基礎額が、増額スライドの場合は0以下（マイナス値）、減額スライドの場合は0以上（プラス値）となった場合は、請求者負担額の範囲の増減のため、「スライド額＝0円」として協議を行います。

② 変更後契約金額



③ スライド額 (変更契約額)



<用語の定義>

P 1 : 変動前業務委託金額 (未履行分)

(契約金額から基準日における履行済部分に相応する契約金額を控除した額)

※2回目以降のスライドによる変更契約については、「契約金額」を「前回のスライドによる変更契約時のP 2」と読み替えます。

P 2 : 変動後業務委託金額 (未履行分)

基準日の賃金水準等を基礎として算出したP 1に相応する額

(2) P 1及びP 2の算出方法

①本市が委託業務に係る費用の積算において労務単価及び物品の単価(以下「労務単価等」という。)を使用している場合【設計積算による場合】

次の計算方法により算出する。

$$P_1 = Z_1 \times \alpha + \text{消費税相当額}$$

$$P_2 = Z_2 \times \alpha + \text{消費税相当額}$$

Z 1 : 本市の設計金額から、基準日における履行済み部分に相当する設計金額を控除した額 (税抜)

※2回目以降のスライドによる変更契約においては、「本市の設計金額」を「前回のスライドによる変更契約時のZ 2」と読み替える。

Z 2 : 基準日時点の労務単価等を基礎として算出したZ 1に相当する額 (税抜)

$$\alpha : \text{落札率} (\text{当初契約金額 (税抜)} / \text{設計金額 (税抜)})$$

②受託者から提出される「契約金額内訳書」による算出【業者の見積による場合】

P 1 = 受託者から契約締結時に提出された契約金額内訳書の額から履行済部分に相当する金額を除いた金額

※ 2回目以降のスライド協議の場合は、「契約締結時に提出された契約金額内訳書」を「前回のスライド制度による変更契約時のP 2 の内訳書」と読み替えます。

P 2 = 受託者からスライド協議時に提出された契約金額内訳書の額から履行済部分に相当する金額を除いた金額

※なお、各単価等の上限は次の通りとします。

・直接人件費における人件費単価

P 1 における直接人件費の各単価に「兵庫県最低賃金（以下「最低賃金」という。）」の変動率を乗じた値

・直接物品費における物品費単価

P 1 における直接物品費の各単価に「消費者物価指数 神戸（生鮮食品を除く総合）（以下「物価指数」という。）」の変動率を乗じた値

・業務管理費

P 1 のうち、直接人件費及び直接物品費に対する業務管理費の割合を算出（業務管理費 ÷ （直接人件費 + 直接物品費））し、P 2 における直接人件費及び直接物品費の合計にその割合を乗じた額

・一般管理費

P 1 のうち、直接人件費、直接物品費及び業務管理費に対する一般管理費の割合を算出（一般管理費 ÷ （直接人件費 + 直接物品費 + 業務管理費））し、P 2 における直接人件費、直接物品費及び業務管理費の合計にその割合を乗じた額

<契約金額内訳書の記載項目>

項目	対象経費
直接人件費	当該業務に直接従事する者の直接作業に要する時間に対して支給される給与、諸手当及び賞与に係る経費
直接物品費	当該業務に直接必要となる物品の購入・製造に必要な経費 なお、業務に使用する備品（耐久消費財）や業務に使用するソフトウェアなどのサービスの利用料は価格変動の影響を受けないため、原則スライド額算定の対象外とします。
業務管理費	当該業務を実施する上で、現場業務を管理運営するために必要な直接業務費以外の経費 (例：当該業務に従事する者の法定福利費や福利厚生費用、労務管理費、安全管理費など)

一般管理費	直接業務費及び業務管理費以外の費用で、受注者が企業の維持運営してくために必要な費用 (例：役員報酬、当該業務に直接従事しない事務所スタッフの 人件費・法定福利費・福利厚生費用など)
-------	--

(3) 小数点以下の取扱い

小数点以下の処理は、原則、各費目の値を算出した段階で処理します（計算途中で端数処理は行いません。ただし、内訳書による算出を行う場合は各単価の算出時に端数処理を行います。）

スライド額の算出に当たって生じた小数点以下の取扱いは次のとおりです。

消費税及び地方消費税相当額 : 1円未満の端数については切り捨て

落札率

業務管理費率

一般管理費率

賃金水準等の変動率

: 小数第8位を四捨五入

それ以外の計算時に生じたもの : 1円未満の端数については四捨五入

(4) スライド額の算出における留意事項

スライド額の算定にあたっては、人件費、物品費並びにこれらに伴う業務管理費、一般管理費等の変更について行われるものであり、対象業務に従事する者の人数や業務で使用する物品の数量の変更については考慮するものではありません。

7 履行済部分がある場合の確認方法

基準日における変動前業務委託金額を算定するために行う履行済部分の確認は、約款に定める完了報告又は検査の規定を準用して行います。

8 賃金水準及び物価水準

個々の契約において使用する具体的な賃金水準及び物価水準は、特記仕様書に定めることとしますが、原則、次の指標を使用することとします（委託業務にかかる積算を労務単価及び物品の単価（以下「労務単価等」という。）を使用している場合を除く。）

(1) 賃金水準

「兵庫県最低賃金」

(変動率の算出方法)

履行開始日時点から基準日時点までの指標の伸び率

※2回目以降のスライド協議の場合は「履行開始日」を「前回基準日」と読み替えます。

(2) 物価水準

「消費者物価指数 神戸（生鮮食品を除く総合）」

(変動率の算出方法)

履行開始日時点の月次指標から基準日時点で公表されている最新の月次指標までの伸び率

※2回目以降のスライド協議の場合は「履行開始日」を「前回基準日」と読み替えます。

